

意匠	判決年月日	令和4年1月12日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和3年(行ケ)第10067号		
<p>○ 意匠登録出願の拒絶査定に対する拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例</p> <p>○ 出願人が審査・審判段階での主張を，審決取消訴訟において変更することが，禁反言に当たり許されないとはいえない。</p>				

(事件類型) 審決(拒絶)取消

(結論) 審決取消

(関連条文) 意匠法3条1項3号

(関連する権利番号等) 意願2019-017357

(審決) 不服2020-11187号事件

判 決 要 旨

- 1 本件は，意匠登録出願の拒絶査定に対する拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。本件審決は，本願意匠と引用意匠（韓国の登録意匠・登録番号30-0309501の注射器の意匠の中に記載された注射器用シリンジの意匠）は，いずれも医療用注射器の外筒の用途及び機能を有するものであるから物品が同一であり，形態も類似するから，意匠法3条1項3号に該当し，意匠登録を受けることができないと判断した。
- 2 原告は，審査経過及び審判において，本願意匠と引用意匠は物品が共通すると主張していたが，本訴に至り初めて，本願意匠の物品は「自動注射器等の内部に挿入される，交換可能な薬液容器」であり，引用意匠の物品（注射器用シリンジ）とは異なると主張した。これに対し，被告（特許庁）は，原告が審判段階までの主張とは異なる主張をすることは禁反言により許されないと主張した。
- 3 本判決は，次のとおり判断して，本件審決を取り消した。
 - (1) 意匠登録出願についての拒絶理由の存否は，審査官が職権により判断すべきものであって（令和元年改正前意匠法17条），出願人が審査段階又は審判段階において述べたことについて自白の拘束力が働くものではない上，権利行使の当否ではなく権利設定の適否が問題となる審決取消訴訟である本件において，被告は行政庁として対応しているものであって，本願意匠の意匠に係る物品につき，査定及び審判の各段階における原告の主張が本訴における主張と異なるものであったことにより被告の利益が不当に害されるとの関係もないことからすると，本件意見書や本件審判請求書における原告の主張をもって，禁反言の法理の適用などによって原告が本訴において本件審決以前にしていた主張と異なる主張をすることが許されないとまでいうことはできない。
 - (2) 出願人である原告が，注射器を意味する「インジェクター」のみにとどめず，あえて

「インジェクターカートリッジ」としたものであることを併せ考慮すると、「インジェクターカートリッジ」は、「注射器用のカートリッジ」を意味すると認めるのが相当である。そして、「カートリッジ」は、辞書・他の特許公報の記載からすると、交換用の液体・ガスなどを充填した小容器を意味するものと推測される。したがって、「インジェクターカートリッジ」は、「注射器用の交換可能な液体・ガスなどを充填した小容器」を意味すると認めるのが相当である。

- (3) 引用意匠に係る物品は、注射器用外筒の用途及び機能を有するものと認められる。
- (4) したがって、本願意匠と引用意匠は物品が共通しないので、本件審決の本願意匠に係る物品の認定及び本願意匠と引用意匠の同一性の認定には誤りがあるから、取消事由 1（本願意匠に係る物品の認定及び本願意匠と引用意匠の物品の同一性（類似性）の認定の誤り）には理由がある。

以 上